

安倍晋三 回顧録



安倍晋三(著)
橋本五郎(聞き手)
尾山宏(聞き手梅成)
北村滋(監修)

知られざる宰相の
「孤独」「決断」「暗闘」
計18回、36時間にわたる未公開の肉声を全収録

中央公論新社
定価1980円(10%税込)

私が野党の総裁として金融緩和を掲げ、マスコミや経済学者からさんざん批判されていた時に、黒田さんは、私の政策を評価していたのです。国際機関とはいえ、政府側の立場の銀行総裁が、当時、野党だった党首の政策を、ですよ。その度胸があれば、そして私と政策が一致できれば、と考えました。しかも、財務省出身ではないですか。だから、財務省も受け入れざるを得ないと思いました。

——池田勇人内閣の所得倍増と同様、アベノミクスは、政権が掲げる政策として戦後史の中でも印象に残る言葉となりました。誰が命名したのですか。

アベノミクスという言葉は、私が言い出したのではないですよ。私は、「三本の矢」と言っていたのだけれど、ロナルド・レーガン米大統領の経済政策の総称、レーガノミクスにかこつけて、一部のマスコミが言い出したんですよ。そうしたら、田村憲久厚生労働相が記者会見での質問に、「それがいわゆるアベノミクスです」と答えて、広がったのです。株価は上がり、円は1ドル100円前後になる。経済指標は、みるみる良くなっていく。だから、私も自信を深めて、13年の通常国会では、衆院予算委員会の集中審議をどんどん受けました。

でも、財務省が準備する答弁資料は、全く話にならないのです。「財政の健全化に向けて、歳入・歳入改革を進める」とか、私の政策を全く理解していません。だから経済ブレーンに毎晩のように電話し、相談していました。野党はいろいろ批判してきましたが、経済の実態は上向しているわけで、「何を言ってるんだよ」という感じで、言わば「上から目線」で答弁してしまいたね。予算委員会というのは、基本的に野党の見せ場なので、審議をやればやるほど、内閣支持率は下がるのですが、この時は、予算委をやるたびに支持率が上がっていった。それが参院選での圧勝、ねじれの解消につながりました。

内閣法制局長官交代、集団的自衛権の憲法解釈変更へ

——参院選後の2013年8月、内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を充てました。集団的自衛権の憲法解釈変更の布石でしたが、法制局長官人事は、首相に返り咲いた当初から考えていたのでしょうか。

いや、前任の山本庸幸^{つねゆき}法制局長官とは、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を可能にする話を随分としたのです。でも、堅かった。集団的自衛権は国連憲章第51条で加盟国に認められています。日本も国連加盟国ですから「国際法上、日本にも権利がある」と私が言っても、山本さんは、「憲法上認められません」と主張を変えず、ずっとすれ違いでした。ならば代わってもらうしかないと思いました。12年の衆院選で、自民党は行使容認を公約していましたから。法制局長官人事は、人の好き嫌いではなくて、政策目標として国民に選挙で訴えたことを実現するためだったと言えます。

私は、小泉純一郎内閣の時に集団的自衛権の行使容認を何とか実現できないかと思っていたのです。小泉首相に、05年の郵政民営化関連法が成立した後、残り任期の最後の1年で行使容認を

やりましょう、と言ったら、小泉さんは「君の時にやれよ」と仰った。

時間的な余裕はあったのですが、小泉さんは郵政民営化が終わったら、後はゆっくりしたい、という感じでした。『あしたのジョー』のラストシーンで、ライバルと戦い終えたジョーが真っ白くなっちゃった状況と同じです。

それでも当時、官邸の官房長官室で、私と外交評論家の岡崎久彦さん、外務省国際法局長だった小松さんと何度か勉強会をやっていたのです。集団的自衛権を行使できない範囲は確かにあるが、限定的ならば許容される、という議論をしていました。14年に閣議決定した限定的な行使容認の骨格みたいな話です。小松さんは国際法の専門家で、確固たる信念があった。小松さんならば国会答弁を乗り切れると思います、交代を決めたのです。

内閣法制局といっても、政府の一部の局ですから、首相が人事を決めるのは当たり前ではないですか。ところが、内閣法制局には、長官を辞めた歴代長官OBと現在の長官が集まる参与会という会合があるのです。この組織が、法制局では絶対的な権力を持っているのだそうです。そこで、法制局の人事や法解釈が決まる。これは変でしょう。国滅びて法制局残る、では困るんですよ。第1次内閣の時も、法制局は私の考えと全く違うことを言う。従前の憲法解釈を一切変える気がないので。槍が降ろうが、国が侵略されて1万人が亡くなるうが、私たちは関係ありません、という机上の理論なのです。でも、政府には国民の生命と財産に対して責任がある。法制局は、そういう責任を全く分かっていなかった。阪田雅裕元法制局長官は、集団的自衛権の行使を

容認するならば憲法を改正すべきだ、と言っていました。憲法改正の方がはるかにハードルは高いでしょう。

北朝鮮の金正恩キムジョンウン国務委員会委員長が、核のボタンに手をかける可能性がゼロだとは言えない。1か月後かもしれないし、1年後かもしれない。それを躊躇させなければいけないのが、政治の責任です。でも、そんなことは憲法解釈とは関係ありません、というのが法制局の姿勢だったのです。だから、これは堂々と人事で示した方がいいと思います。

——小松氏はがんを患い、行使容認の閣議決定直前の14年6月に他界しました。

戦後長く続いた憲法解釈を変更するわけですから、小松さんにはものすごい負荷をかけてしまった。小松さんの存在抜きには、実現できなかったと思いますよ。奥様から「本人は、ここまで素晴らしい仕事ができている悔いはない、と言っていた」という話を伺いました。命を懸けて仕事をしていたのだと思います。

——人事の手法には、意図を隠して登用するケースと、明確に分かるようにする場合があります。小松氏の人事は後者と言え、結論ありきだとの批判も出ました。

公明党に、私の確固たる決意を示す必要もあったのです。山口那津男公明党代表は、党首会談で私の決意が堅いかどうかを探るのです。それほど堅くないと見ると、山口さんは、譲らない。加えて、自民党内も集団的自衛権の行使容認にすべての議員が賛成ではなかったのです。その人たちに、私の姿勢を見せる意味が法制局長官人事にはあったのです。